

大崎市融資制度の概要

令和6年3月15日

融資の種類	融資対象	融資限度(万円)	融資利率	期間	連帯保証人	保証料率	
大崎市中小企業振興資金	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小規模の企業者(宮城県信用保証協会の保証対象業種を営む者に限る。) ①市内に店舗、工場又は事業所を有し引き続き同一の事業を営んでいる者 ②市税(国民健康保険税等を含む。)の納税義務者で、かつ、完納しあつせんに係る債務の全部を弁済できると認められる者 ③事業内容が堅実で、社会的に信用があると認められる者 ④信用保証協会の代位弁済や金融機関の取引停止を受けていない者	運転	2,000万円	1.6%	7年以内 据置1年以内	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ①原則として、宮城県内に住所を有する者 ②市町村税(国民健康保険税を含む。)を完納し、かつ、あつせんに係る債務の全部を弁済できると認められる者 ※必要に応じて担保要	0.45% ~1.59% 保証料は大崎市が全額負担 ただし、連帯保証人を立てないことによる保証料上乘せ分は申込者負担
		設備					



大崎市イメージキャラクター
パタ崎さん

◎提出書類

中小企業振興資金融資あつせん申込書	市様式	1通
保証料補給金交付申請書	市様式	1通
信用保証委託申込書/保証人等明細		1通
信用保証依頼書		1通
申込人(企業)概要		1通
個人情報の取扱いに関する同意書		1通
印鑑証明書	法人申込の方	1通
印鑑登録証明書		1通
履歴事項全部証明書	法人申込の方	1通
決算書・申告書	過去3年分	各1通
※市町村税の完納(納税)証明書(現年度分含め4年分)	申込者(市外の方)	1通
	連帯保証人(市外の方)	1通
見積書・注文書等の写し	設備資金の場合	1通
許可証等の写し	許認可等が必要な業種の場合	1通

◎信用保証委託申込書の添付書類として、上記以外の書類等が必要。
(詳細については、保証申込必要添付書類等を参照してください。)

※市町村税の完納(納税)証明書は、現年度分含め4年間

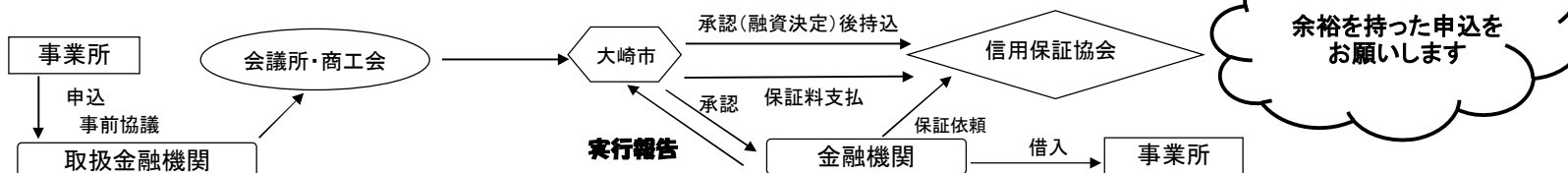
例)令和6年3月に融資を受ける場合:令和2年度~令和5年度の完納(納税)証明書が必要
ただし、申込時点で未納がないことを証する書類でも可

対象業種

※下記業種を除く全業種

- ・農業(蚕種製造業を除く)
- ・林業(木炭製造業を除く)
- ・漁業(養殖から加工まで一貫作業として行っている真珠養殖業を除く)
- ・畜産業(人口ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業を除く)
- ・風俗営業の許可を受けている飲食業
(食事の提供を主目的とする場合は、風俗営業許可の有無にかかわらず、事業資金である限り融資の対象となる。)
* 風俗営業許可の有無にかかわらず、食事の提供を主目的とするものであるから、「食事を提供できる厨房設備」を完備し、現にそれを使用しているもので、次のいずれかに該当するものであること。
 1. 午前中(11時頃から)から営業を開始している者。
 2. 店内の装飾、設備等が食事を提供するのに適当と認められる者。
 以上2点で判断しかねる場合は、仕入額の50%を超える額が食事の材料であること。
- ・不動産業のうち、土地売買業
- ・遊興娯楽劇場(置屋、待合等)
- ・法務、教育、宗教、公務等を目的とする非営利団体(医療法人を除く)
- ・取扱業種以外の自由業

申請手順 基本フローチャート



※条件変更申請については会議所・商工会を経由せず、取扱金融機関様から市へ直接提出願います。承認決定後、市から保証協会へ提出いたします。